

通信環境の整備に助成します！

本市では、新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言を受け、市立学校園を臨時休業とし、臨時休業中の家庭学習支援として、各学校から配布したプリントなどの紙の教材を中心とした取組を進めました。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症拡大第2波等による臨時休業中のオンラインによる学校からの学習課題の配信や家庭からの学習成果の返信、学習相談等の必要性が高まっています。

そこで、教育委員会としましては、これまでの紙の教材を中心とした取組に加え、ICTを活用した家庭学習支援を進めていきます。

そのために、各家庭における通信環境の整備を図るため、教育委員会は、通信環境整備に要する費用の一部を支援いたします。

対象及び内容

1 基準日

令和2年5月1日（金）

2 対象者

次の(1)、(2)に掲げる全ての条件を満たす世帯の保護者の方が対象者となります。

- (1) 基準日において、家庭にWi-Fi環境が整備されていない※姫路市立学校（幼稚園、こども園を除く。）に在籍する児童生徒を持つ世帯
- (2) 基準日以降に、通信会社と契約される世帯

※「家庭にWi-Fi環境が整備されていない」とは、家庭にインターネットが全くない又はスマートフォンのみの環境であることをいいます。

3 対象となる整備内容

各世帯において、光回線やLTE通信環境（モバイルルータで容量無制限）のWi-Fi環境整備に要する経費（通信費含む。）

4 支援する金額

1世帯あたり1万円を交付します。（ただし、予算の範囲内で実施します。）

5 申請の方法

- (1) 申請書の配布場所
児童生徒の在籍する各学校、姫路市のホームページ
- (2) 申請書の提出先
必要事項を記入した上で、児童生徒の在籍する各学校に提出か郵送、または総合教育センター（通信環境整備補助担当）に郵送してください。
- (3) 申請書の受付期間
令和2年~~7月31日（金）~~まで **9月30日（水）**まで
（補助金交付までの流れは、次ページのとおり）

補助金交付までの流れ

- ① 「補助金交付申請書（様式第1号）」を学校等に提出、または、郵送してください。
（令和2年~~7月31日（金）~~まで 9月30日（水）まで）
↓
- ② 姫路市から「交付可否決定通知書」をお送りします。
↓
- ③ 光回線等を契約し、Wi-Fi環境を整備してください。
（令和2年10月31日（土）まで）
↓
- ④ 「実績報告書」及び「補助金請求書」（②の「決定通知書」と共に郵送します）を以下の書類と共に提出してください。
 - ・ 光回線等の契約書の写し（契約者名（申請者）、契約日、契約期間、契約内容が記載されているもの）
 - ・ 光回線等の整備にかかった経費の領収書原本（宛名は申請者の方になります。）
なお、クレジットカードでの購入等により領収書が発行されない場合は、利用明細書及び通帳の写しなど、何を購入し、どこにいくらを支払ったのか分かるものが必要になります。また、支払者は申請者である必要があります。
↓
- ⑤ いただいた書類を審査し、内容が適切であれば、補助金を申請者の口座に振り込みます。

特に注意していただきたいこと

- ・ 光回線等を契約期間の途中で解約しようとするとう違約金が発生することがあります。
- ・ キャッシュバック等があるプランを契約する場合、キャッシュバック等を差し引いてかかった費用が1万円に満たない場合は補助金を交付できません。

（例1）

契約、工事費等に1万円、通信費4千円×5か月＝2万円を支払い、キャッシュバックが2万円あった場合・・・1万円＋2万円－2万円＝1万円（○）

（例2）

契約、工事費等は0円、通信費4千円×5か月＝2万円を支払い、1万5千円分のポイントもらった場合・・・0円＋2万円－1万5千円＝5千円（×）

補助金を受けるために必要な契約書や領収書等を、契約する業者さんから発行してもらうよう事前にお問い合わせしておくとスムーズです。

質問コーナー

Q1：どのような整備をすればいいの？

A1：容量無制限の回線契約が必要となります。光回線であるかモバイルルータ（低速接続のものは除く）であるかは問いません。

Q2：スマートフォンの通信容量アップは補助対象になるの？

A2：スマートフォンの新規購入を含め対象としておりません。

Q3：誰が契約するの？

A3：保護者の方が個別に契約したものを対象としています。

Q4：契約はいつすればいいの？

A4：「補助金交付申請書」を提出後、審査の上で「交付可否決定通知書」を皆様の家庭に送りますので、交付決定日以降に契約をしてください。

Q5：申請には何が必要なの？

A5：「補助金交付申請書」に必要事項を記入し、児童生徒が在籍する各学校に提出してください。郵送の場合は下記の問い合わせ先をご覧ください。

Q6：通信費は補助してもらえるの？

A6：通信費、初期経費、工事経費などを含めた総額で1万円以上の契約内容を領収書などで証明していただければ、1万円の補助を行います。

Q7：補助金はいつもらえるの？

A7：「実績報告書」などと共に、契約書の写し、領収書の原本など、整備したことを証明する書類を提出していただき、教育委員会が内容を審査して交付することになります。
ネットでの契約など、紙での契約書がないものは、契約者の画面に記載されている契約内容の写しが必要になりますので、契約の際に業者さんに確認してください。

Q8：通信環境整備をしなければ、家庭学習支援は受けられないの？

A8：これまでどおり、学校から学習内容のプリントをお配りすることで家庭学習を支援しますが、感染リスクを避け、家庭でICTを活用した学習支援を受けるために、できるだけ通信環境の整備をお願いします。

問い合わせ先

姫路市教育委員会事務局 総合教育センター（通信環境整備補助担当）

電話：079-224-5848（9時～17時まで、土日祝を除く）

住所：〒670-0935 姫路市北条口3丁目29番地

E-mail：wifi-seibi@city.himeji.lg.jp